


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘	
件名	東大和市空家等対策計画策定庁内検討会議設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	総務部防災安全課		
<p>1. 要旨</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、東大和市空家実態調査の結果を踏まえた空家等対策計画（以下「対策計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を調査検討するため、東大和市空家等対策計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置するものである。なお、対策計画は令和3年度及び令和4年度の2箇年で策定する予定である。</p> <p>(1) 所掌事務 対策計画に関する必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。</p> <p>(2) 構成等 検討会議は都市建設部長、防災安全課長、企画課長及び環境課長の職にある者をもって構成し、座長は都市建設部長、副座長は防災安全課長の職にある者とする。 ※必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 ※検討会議の庶務は、都市計画課及び防災安全課で処理する。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 庁内関係部署との情報共有・連携を図り、多角的な視点で対策計画を策定することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年 6月 ・東大和市空家等対策計画策定準備会設置要綱制定 9月 ・東大和市空家等対策計画策定懇談会設置要綱制定 10月 ・第1回東大和市空家等対策計画策定準備会開催 11月 ・第2回東大和市空家等対策計画策定準備会開催</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。 なお、空家等対策計画策定準備会において検討した空家等対策の基本的な方針案をもとに、検討会議と空家等対策計画策定懇談会にて、対策計画案の検討を進める予定である。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。